

役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人美希福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第18条の規定に基づき、この法人の評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- （3）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （4）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （5）報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （6）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等及び評議員選任解任委員に対して報酬等は、基本的に支給しないものとする。

（費用）

第4条 役員等及び評議員選任・解任委員が、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、監事監査、行政庁監査又は研修会、法人本部業務等（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行のための費用を別表1に基づき弁償する。

- 2 常勤役員が勤務時間外に会議等への職務を執行する場合は、所属施設の旅費規程に基づき、その費用を弁償することが出来る。
- 3 役員等及び評議員選任・解任委員が宿泊を伴う会議等への職務を執行する場合は、別表2に基づきその費用を弁償することが出来る。
- 4 役員等及び評議員選任・解任委員が会議等への出席にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

別表 1 役員等の費用弁償の額（第 4 条 1 項関係）

役職名	費用弁償額
評議員、役員、監事 評議員選任・解任委員（非常勤）	会議等への出席の都度 交通費等として 1 人一律 7,000 円／日
常 勤 役 員	支給しない

別表 2 役員等の費用弁償の額／宿泊を伴うの職務執行（第 4 条 3 項関係）

役職名	費用弁償額
評議員、役員、監事 評議員選任・解任委員（非常勤）	会議等への出席の都度 宿泊費：実費 交通費（新幹線、飛行機等）：実費（片道 50 km 超の場合） ・飛行機等の発着地点までの交通費は費用弁償に含まれる ・飛行機等の発着地点から 50 km 以上移動する場合は実費精算 上記以外の費用弁償：15,000 円
常 勤 役 員	法人本部の旅費規程に基づき支給